○農林水産省告示第千六百四十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年一月十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23792号
2　登録年月日　平成27年1月14日
3　農林水産植物の種類
Campanula L.
4　登録品種の名称　PKMpos01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
GARTNERIET PKM A／S
Slettensvej 215, Anderup 5270 Odense N, Denmark

○農林水産省告示第千六百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年二月十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23845号
2　登録年月日　平成27年2月18日
3　農林水産植物の種類
Delphinium L.
4　登録品種の名称　スタークラウン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第23871号
2　登録年月日　平成27年2月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TTM061
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第23873号
2　登録年月日　平成27年2月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　SYTM004
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
シンジェンタジャパン株式会社
東京都中央区晴海1－8－10　オフィスタワーX

1　登録番号　第23874号
2　登録年月日　平成27年2月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TAC10JP013
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
シンジェンタジャパン株式会社
東京都中央区晴海1－8－10　オフィスタワーX

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字中字東山一〇一五八の六、字北山一〇一九一の二、一〇一九三の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府相楽郡笠置町大字笠置小字造り道一八の二、三三の二、三三の二、小字水晶谷八七の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府南丹市八木町八木奥山一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府亀岡市篠町王子西長尾一の四九
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字上の山五七・五九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子一の六九（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字因尾字板ケ迫一二七六の四、一二八四の四、字キヒドノ一五五八の六、一五五八の七、一五五九の三、一五五九の四、字奥畑一五九五の二、一五九八の二、一六〇七の二、字竹ノ原一六一一の二、一六一二の二、字今立一六一四の二、一六一四の三、字大戸一六二三の二、字コベカ迫一六二八の二、本匠大字山部字白木三の三、五の二、字堂正一四九の二、一五〇の二、字目大字大平字伏部野河内六七二の二〇六から六七二の二〇八まで、字大田一一二七の一（次の図に示す部分に限る。）、直川大字横川字タチハナ二七〇九の二、二七〇九の三、字長畑二七一〇の二、字サトガサコ二七一三の二、二七一三の三、字トビノス二七一八の二、臼杵市大字吉小野字赤土尾米山二四二の一五、字三丈弓三八七〇の二九、三八七〇の三〇、野津町大字岩屋字子ヂ木八四五の二、八四五の三、野津町大字泊字白山二五〇八の三、二五一九の一〇、字カケヒラ二六五〇の二、二六五四の五、二六五五の二、字古川三〇九三の二、野津町大字垣河内字津留田二五一七の四、二五二七の二、二五二七の三
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　電気工作物設備用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字因尾字ゼンコウ平一三九七の二、本匠大字堂ノ間字大峠六九八〇の四、六九八〇の五、本匠大字上津川字後口山三八の五、臼杵市大字中臼杵字山ノ神二〇八〇の三、二〇八一の二、二〇八三の二、字山神山二一〇一の二、二一〇二の二、野津町大字泊字長久保八八〇の四、八八〇の五、八八五の六、八八六の三、八九九の一〇、九〇一の七、字ウド田一四九四の二、字野代二二一二の一・二二一二の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、野津町大字福良木字大河内一八六七の二